

国保の保険証が

更新されます

あなたが、今お持ちの国民健康保険被保険者証（退職被保険証を含む）は、3月31日で有効期限が切れ、新しい保険証が交付されます。

新しい保険証は、地区総務員さんを通じ、又希望により役場住民課窓口で交付いたします。古い保険証は、地区総務員さん又は、役場住民課国保係までご返却ください。

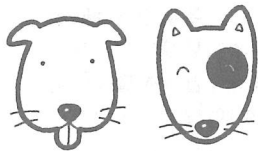
保険証の取り扱いについて

- 1、保険証が交付されたら、内容を確認しましょう。
 - 2、受診の際には、必ず持参しましょう。
 - 3、紛失や破損の場合は、国保係で再交付を受けましょう。
 - 4、職場の健康保険に入った時は、国保係に届けましょう。
- ◎役場で保険証の交付を希望される方は、住民課国保係までお申し込みください。☎82-1111（内線246）

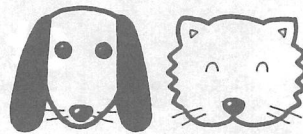
こんな時は必ず(14日以内に)届け出を！

	こんなとき	持参するもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑・転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印鑑・健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出したとき	印鑑・保険証
	他の健康保険に加入したとき	印鑑・国保と健保の保険証
	生活保護を受けることになったとき	印鑑・保護開始決定通知書・保険証
	死亡したとき	印鑑・保険証・死亡を証明するもの
その他	退職者医療制度に該当したとき	印鑑・年金証書・保険証
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	印鑑・保険証
	修学のため、子どもが他の市区町村に下宿するとき	印鑑・保険証・在学証明書

犬を飼っている方は登録と注射を忘れずに



平成8年度畜犬登録 狂犬病予防注射



平成8年度の畜犬登録及び集合狂犬病予防注射を、4月15日から19日までと21日に実施します。犬を飼っている方は次のことに注意して必ず受けるようにしましょう。
なお、時間や場所などくわしいことについては、後日役場環境衛生課から日程表をお配りしますので、よくご覧になってください。

注意事項

●鑑札を紛失した場合や、登録してある内容に変更が生じた場合及び犬が死亡した場合は、役場で手続きを済ませてください。会場では、新たに登録と注射を受ける方と、既に登録済みで注射だけ受ける方の手続きしか行いません。

●県外または他の市町村から転入した方は、あらかじめ役場で変更の手続きをしてください。手続きが済んでいないと、当日会場で注射を受けることができません。

●登録は生涯1回となりましたが、予防注射は今までどおり毎年1回です。

手数料

○平成7年度以降に登録された方は、注射手数料と注射票交付手数料のみですので3000円となります。

○平成6年度以前に登録された方、または新たに登録する方は、登録手数料が加わりますので6000円となります。